

亀山市病院事業公告第3号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和元年10月8日

亀山市病院事業管理者

地域医療統括官 伊藤 誠 一

1 業務概要

(1) 業務名

亀山市立医療センター医事業務委託

(2) 委託施設の概要

ア 施設の名称 亀山市立医療センター

イ 施設の所在 三重県亀山市亀田町466番地1

ウ 診療科 内科（外来透析を含む。）、外科、整形外科、眼科（週3日）

エ 許可病床数 92床

オ 1日平均外来患者数 149人／日（平成30年度）

カ 10対1入院基本料（出来高算定）

キ 地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料）

ク 1日平均入院患者数 65人／日（平成30年度）

ケ 外来透析患者数 60人（ベッド数23床）

コ 訪問看護ステーション・訪問リハビリテーション（みなし指定）

(3) 契約期間

契約の日から令和7年3月31日まで

ただし、契約の日から令和2年3月31日までは準備期間とし、費用の支払は生じないものとする。

(4) 業務の内容

亀山市立医療センター（以下「医療センター」という。）における医療事務業務及びそれに付随する各種業務。具体的な内容は、「亀山市立医療センター医事業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(5) 業務の仕様

具体的な内容は、仕様書のとおり。ただし、契約時又は契約締結後において委託者及び受託者協議のうえ仕様書の内

容を変更できることとする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たしている法人とする。

- (1) 財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。また、手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (2) 令和元年7月1日現在、過去5年以内に三重県、愛知県又は岐阜県内の自治体病院において100床以上の出来高算定の医事業務を1年以上受託している病院が複数あること。
- (3) 医療センターの医療事務システム（電子カルテシステムを含む。）を使用し、委託業務の遂行が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 参加資格確認申請書受付期限までに亀山市病院事業契約規程（平成28年亀山市病院事業管理規程第27号）第2条において準用する亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、

その後、継続して登録されている者であること。

- (9) 亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 本業務の実施について、医療センターと緊密な連絡調整が取れる体制が整備されていること。

3 担当部署

亀山市立医療センター地域医療部病院総務課

〒519-0163

亀山市亀田町466番地1

電話：0595-83-0990

ファクシミリ：0595-83-0306

電子メールアドレス：iji@city.kameyama.mie.jp

4 公募型プロポーザル実施要領及び仕様書の交付

(1) 交付期間

令和元年10月8日（火）から令和元年10月21日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

ア 亀山市立医療センター医事業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）

イ 亀山市立医療センター医事業務委託仕様書

ウ プロポーザル参加意思表明書

エ 業務実績調書

5 参加意思表明手続

プロポーザル参加希望者は、次のとおり参加意思表明書及び

資料（以下「参加意思表明書等」という。）を提出しなければならない。

（１）提出期限 令和元年１０月２１日（月）午後５時１５分
必着

（２）提出場所 ３の担当部署とする。

（３）提出方法等

ア 持参又は郵送とする。

イ 持参の場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までを受付時間とする。

6 参加資格審査

参加意思表明書等の提出資料に基づき、参加資格要件の審査を行う。参加資格審査結果は、各応募者に参加資格審査結果通知書を電子メールで通知する。併せて、参加資格要件を満たしている者には、企画提案書の提出の要請を行う。

7 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、実施要領及び仕様書に基づき企画提案書を作成し、次のとおり提出するものとする。

（１）提出期限 令和元年１１月８日（金）午後５時１５分必着

（２）提出場所 ３の担当部署とする。

（３）提出方法

ア 持参又は郵送とする。

イ 持参の場合は、参加者はあらかじめ３の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までを受付時間とする。

8 その他

（１）参加意思表明書等、企画提案書等の提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

（２）提出された企画提案書は、返却しない。

- (3) 提出された企画提案書は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）の規定に基づき公開する場合がある。
- (4) 提出された企画提案書は、当該業務の契約締結候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (6) 企画提案等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いをしない。